平成２７年（フ）第６５７２号
埼玉県八潮市中央３丁目10―34―201
債務者　甘利浩一郎
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５７３号
千葉県船橋市本郷町415　アルマース壱番館503号
債務者　新島　卓矢
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５７４号
東京都板橋区大谷口１丁目26―13―205
債務者　白井　　禎
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５７５号
東京都世田谷区鎌田３丁目17―25―103
債務者　大西　朋子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第６号
岐阜市上土居２丁目５―14、商業登記簿上の本店所在地大阪市福島区福島８丁目16番15号
破産者　ケーアイフーズ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１６２号
札幌市中央区北14条西20丁目１番10号
破産者　札幌毎日輸送株式会社
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０号
岐阜市上尻毛日吉179番３　コミュニティタウン日吉Ｇ棟、住民票上の住所岐阜市北島７丁目16番14号
破産者　早野　達貴
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１０１号
名古屋市東区筒井２丁目２番１号
破産者　有限会社マスクコーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５３号
神戸市東灘区本山中町２丁目６番20号、従前の本店所在地神戸市東灘区住吉東町４丁目６番16号
破産者　株式会社森井住宅工房
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２号
広島市西区己斐東２丁目25番18号
破産者　有限会社國廣興業
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
福岡県三井郡大刀洗町大字鵜木1424番地20
破産者　株式会社エボルブ
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２３５号
佐賀県鳥栖市元町1246番地６保険第一ビル
破産者　有限会社徳昇開発
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
秋田県大仙市高関上郷字高屋敷56番地１
破産者　株式会社雷頭
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第２５０号
山梨県南アルプス市下今諏訪364番地２
破産者　株式会社甲栄興業
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
三重県四日市市あがたが丘１丁目17番地12、前住所三重県桑名郡木曽岬町大字富田子333番地16
破産者　吉岡　司郎
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３号
三重県四日市市内堀町196番地
破産者　株式会社英正
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
三重県四日市市小杉町963番地１　ロジュマンＹＵＲＩ．Ａ―201
破産者　岩本　正隆
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
三重県四日市市東茂福町14番１号　田村マンションＡ棟404号
破産者　池田工業こと池田相圭こと　李　　相圭
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第６３１号
京都市南区上鳥羽南苗代町40番地１
破産者　株式会社中央図書新社
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１６号
京都市伏見区深草キトロ町109番地８
破産者　株式会社藤七
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係